

クリーニング所の届出書類一覧

[令和6(2024)年10月1日]

届出に必要なもの	始める方	やめる方	・増築・改築される方 ・クリーニング所から 取次店への変更 ・溶剤や洗濯機等の変更	取次店から クリーニング所 への変更	クリーニング師・ 従業員に変更が ある場合	開設者に係る記載 事項に変更がある 場合 [届出住所、 法人代表者]
届出書	クリーニング所開設届出書 無店舗取次店営業届出書	クリーニング所 (無店舗取次店) 廃止届出書	クリーニング所(無店舗取次店)届出事項変更届出書 ※増築や大幅な改築の場合は、開設所の届出が必要と なることがありますので、事前に相談してください。			
構造および設備の概要書 (洗濯機等の詳細記載)	○	×	○		×	×
店舗の平面図	○	×	○ [増改築等の場合]		×	×
クリーニング師免許証の写し ※取次店は不用	○ (クリーニング師 1名以上分)	×	×	○ (クリーニング師 1名以上分)	○ (新たな クリーニング 師分)	×
検査手数料	○ [16,000円]	×	×	×	×	×
登記事項証明書	○ [法人の場合]	×	×	×	×	○ [法人の場合]
確認証	×	○	×	×	×	×